

高知市町内会連合会 会長 様

申請者 地区名 _____
団体名（町内会等） _____
住 所 高知市 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付申請書

令和_____年度事業として、公衆街路灯に係る補助金の交付を受けたいので、高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付条件（裏面）を遵守し、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 _____ 円

設置区分	新規	共架式（補助金上限額 10,000 円/灯）	灯
		小柱式（補助金上限額 20,000 円/灯）	灯
	取替	蛍光灯等からLED灯具へ取替 （補助金上限額 12,000 円/灯）	灯
		LED灯具からLED灯具へ取替 （補助金上限額 12,000 円/灯）	灯
予定施工業者	住所 名称		

※注意事項 (1) 高知市道に小柱を設置する場合は、高知市道路管理課の許可書を添付すること
(2) 春野地区の灯具取替は、裏面に電柱番号を記入すること

高知市町内会等活動活性化事業費補助金交付決定書

令和 年 月 日

申請のありました高知市町内会等活動活性化事業費補助金については、高知市町内会連合会補助金要綱第8条の規定により、交付することに決定いたしました。

高知市町内会連合会会長 長尾達雄 印

補助金の交付条件

- (1) 設置場所周辺住民の了解を得ていること(場所及び光の影響等)。
- (2) 設置目的が道路・公園等公共的箇所の交通安全・非行防止等であること。
- (3) 取替の場合は、蛍光灯等からLED灯具への取替えであり、ポール・小柱の取替えではないこと。
- (4) 灯具は新品であること(ただし、ポール・小柱については、中古品も認める。)
- (5) 四国電力株式会社等との契約名が、町内会等の団体名であること。
- (6) 高知市道に小柱等を設置する場合は、事前に高知市道路管理課(本庁舎5階 TEL 823-9379)の占有許可を受けていること。
- (7) 工事の手続きは、交付決定後に開始してください。交付決定前に工事の手続きを開始した場合は、補助金の対象外となります。

春野地区の公衆街路灯について

- (1) 補助の対象となるのは、自治会や部落が管理している公衆街路灯に限ります。
- (2) 高知市が管理する公衆街路灯は補助金の対象外のため、誤って工事した場合は、自治会や部落の全額負担となりますので、申請前に十分ご確認ください。
- (3) 高知市が管理する公衆街路灯であるかどうかは、高知市春野地域振興課(春野庁舎2階 TEL 894-4387)で確認ができます。

灯具取替電柱番号	①	②	③
	④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨



- ・電柱番号は、四国電力のマークがある札に書いてある電柱番号を記入してください。
- ・NTTマークの札しかない場合は、その札に書いてある電柱番号と、NTT柱であることが分かるように記入してください。

提出先

〒780-8571

高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎2階

高知市町内会連合会

TEL : 088-824-6562 FAX : 088-855-6510

E-mail : rengoukai25@ceres.ocn.ne.jp

開所日時：月曜日から金曜日 午前10時から午後4時まで